

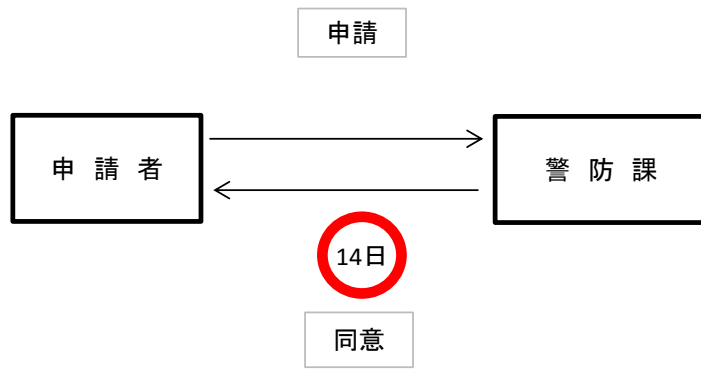
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 15

処 分 名	開発行為に伴う消防水利に関する同意・協議	
処 分 の 概 要	申請が基準に適合する場合は同意書を交付する。	
根 拠 法 令 名	都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)	
条 項	第32条第1項	
所 管 課	警防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
審査基準	<p>消防水利の能力、配置、構造等が、開発許可申請の手引きのⅡ編・開発許可技術基準の第2章第4節「消防水利施設等」に定める消防水利に関する基準、消防水利に関する基準の細目、防火水槽の各基準に適合すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○都市計画法 第32条第1項 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。 第2項 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。 第3項 前2項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前2項の協議を行うものとする。</p> <p>○開発行為に伴う消防水利の同意等指導要綱 第3条 消防水利の基準は、別に定める開発行為等に伴う消防水利に関する基準及び防火水槽の基準による。 第5条第1項 都市計画法第32条の規定により、消防水利の同意を得、かつ、協議をしようとする者は、消防局長に消防水利に関する同意・協議申請書(第3号様式)により申請しなければならない。 第2項 消防局長は、前項の規定による申請があったときは、消防水利の配置等について協議及び審査し、消防水利の配置、構造及び能力等が第3条に定める消防水利の基準に適合する場合は、同意をしなければならない。 第3項 消防局長は、前項の規定により同意したときは、同意書(第4号様式)を交付するものとする。 第4項 第1項に定める協議しなければならない事項は、次の各号に定めるものとする。 (1) 設計 (2) 管理方法 (3) 占有用地の帰属(時期・方法) (4) 帰属に伴う費用負担 (5) その他 第5項 消防局長は、第2項の規定による協議の内容について協議経過書(第5号様式)を作成しておくものとする。</p> <p>○開発行為等に伴う消防水利に関する基準及び防火水槽の基準 松山市 開発許可申請の手引き Ⅱ編・開発許可技術基準 第2章 第4節 消防水利施設等に定める消防水利に関する基準、消防水利に関する基準の細目、防火水槽の基準による。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。